

～刈谷市行方不明高齢者SOSネットワークについて～

市内に住所を有し居住する認知症高齢者等がはいかいにより行方不明になった場合に、その方の写真や特徴などの情報を関係機関等に情報提供することで早期発見を支援します。

大切な人の安全のために、事前登録申請をしましょう！

認知症高齢者等の情報をあらかじめ市に登録（情報提供同意）し、刈谷警察署、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター、民生委員に登録者の情報を提供します。

※事前登録された方のうち希望者は、見守りシール（QRシール）の利用、はいかい高齢者個人賠償責任保険（保険料負担なし）へ加入できます。

※事前登録されていない場合であっても行方不明になった後に利用申請することでSOSネットワークを活用することができます。

・利用の流れ



家族が行方不明者届を警察へ提出



長寿課へ利用申請※



長寿課から関係機関へ情報提供



発見・保護



発見・保護されましたら刈谷警察署（22-0110）、刈谷市役所長寿課（62-1063）へご一報ください。

※事前登録している場合は電話連絡可能

事前登録していない場合は申請書類、写真を長寿課へ提出

・情報提供先関係機関

①～⑧の情報提供先は選択可能です。

①民生児童委員

②市内地域包括支援センター

③市内介護保険サービス事業所

④市社会福祉協議会

⑤メール配信サービス利用者
（あいかり含む）

⑥市LINE公式アカウント

⑦市各課等（市民センター等）

⑧県内市町村及びその関係機関

関係機関には業務活動中などに可能な範囲で発見・保護の協力をお願いします。